年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月

- ② 昭和59年1月から同年3月まで
- ③ 平成5年9月
- ④ 平成5年11月及び同年12月
- ⑤ 平成6年5月
- ⑥ 平成6年7月
- ⑦ 平成6年9月及び同年10月
- ⑧ 平成9年4月から10年3月まで

昭和 44 年に結婚後、夫婦の国民年金保険料は全て妻が納付してきた。 54 年8月にA市からB町に転居したが、私が持っているB町の領収証書に は納付したことを示す記載があるにもかかわらず、申立期間①が未納とな っていることに納得できない。また、申立期間②から⑧までについても、 妻が納付済みの期間であるにもかかわらず私だけが未納又は免除期間とさ れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持するB町発行の昭和54年度の国民年金保険料納付通知書には、申立期間について納付したことを示す「納」の印が押されており、申立人夫婦のB町の国民年金被保険者名簿においても「前地納入」の記載が認められるものの、その後、夫婦共に訂正され、未納期間とされていることが確認できる。

しかしながら、申立期間の記録の訂正事由等についてB町に照会したところ、「転入などの住所変更手続の1か月後に、社会保険事務所から納付記録

を含めた情報が届き、それに基づいて記録を訂正していたため、申立期間の納付記録についても後から訂正された可能性がある。」としている一方で、同町が昭和56年に書き換えた申立人夫婦の国民年金被保険者名簿においては、昭和54年度の納付記録欄に全期間納付したことを示す「完」に丸印が記されていることから、昭和56年当時においては、申立期間の保険料納付記録は訂正されておらず、相当の期間が経過した後に当該記録が訂正された可能性があることや、申立人の妻が未納期間を有する者であるため、本来は作成されるべき国民年金被保険者台帳(特殊台帳)が無いなど、行政側において事務処理上の不手際があったことがうかがわれる。

申立期間②について、申立人は昭和 44 年 4 月に結婚後、58 年 12 月までの間の国民年金保険料を申立期間①を除いて全て納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は申立期間②についても納付済みであることから、申立期間②においては申立人の妻の納付意識が高かったものと推察される。

また、結婚後、平成5年8月までの約24年間の夫婦の納付状況は、納付済期間、免除期間、未納期間が混在しているものの、それぞれの期間は申立期間②を除いて全て同一となっていることから、申立人の申立期間②のみが未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については、1年余りの近接した期間に申立期間が5回に及び、これだけ多数回にわたって行政側の事務処理に不手際があったとは考え難く、当該申立期間に前後する時期においては申立人の保険料を納付していたとする妻も未納期間があるほか、申立人の妻も「当時は納付したりしなかったりした時期があった。」と供述していることから、夫婦間の納付記録が相違していることについて特段の不自然さは見受けられない。

また、申立期間®については、その前後の期間についても、申立人夫婦が 免除申請を行っていることや、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間で あり、同番号に基づき、国民年金に係る事務処理の電算化が図られていたこ とを踏まえると、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え 難い。

加えて、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年7月及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和54年7月

昭和 44 年に結婚後、夫婦の国民年金保険料は全て自分が納付してきた。 54 年8月にA市からB町に転居したが、夫が持っているB町の領収証書に は納付したことを示す記載があるにもかかわらず、申立期間が未納となっ ていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 44 年4月に結婚後、59 年3月までの間の国民年金保険料は 申立期間を除いて全て納付済みであり、申立期間においては納付意識が高かったものと推察され、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の夫が所持するB町発行の昭和54年度の国民年金保険料納付通知書には、申立期間について納付したことを示す「納」の印が押されており、申立人夫婦のB町の国民年金被保険者名簿においても「前地納入」の記載が認められるものの、その後、夫婦共に訂正され、未納期間とされていることが確認できる。

しかしながら、申立期間の記録の訂正事由等についてB町に照会したところ、「転入などの住所変更手続の1か月後に、社会保険事務所から納付記録を含めた情報が届き、それに基づいて記録を訂正していたため、申立期間の納付記録についても後から訂正された可能性がある。」としている一方で、同町が昭和56年に書き換えた申立人夫婦の国民年金被保険者名簿においては、昭和54年度の納付記録欄に全期間納付したことを示す「完」に丸印が記されていることから、昭和56年当時においては、申立期間の保険料納付記録は訂正されておらず、相当の期間が経過した後に当該記録が訂正された可能性があることや、申立人が未納期間を有する者であるため、本来は作成されるべ

き国民年金被保険者台帳(特殊台帳)が無いなど、行政側において事務処理 上の不手際があったことがうかがわれる。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 12 月から 49 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年3月まで

亡くなった父親の遺品から見つかった私の国民年金手帳に申立期間の国 民年金保険料を納付したことを示す記載があったので、年金事務所へ問い 合わせたが、申立期間については学生であったために資格を取り消して保 険料を還付した記録になっているとの返答を得た。

保険料を還付された記憶は無く、2年以上支払ったにもかかわらず、資格を取り下げて還付を受けたというのも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳記号番号は昭和46年9月に払い出されており、申立人は20歳となった同年*月に強制加入被保険者として国民年金に加入したものと推察される。

また、申立人の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には申立期間の保険料納付を示す記載があることから、申立期間において保険料が納付されていたとものと確認できる。

さらに、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の備考欄に「資格取下げ(学生)49.1.18」の記載及び納付記録欄に「還付46.*~49.3 まで15,750円」の記載があることから、申立人の被保険者資格が資格取得時に遡って取り消され、申立人に対して申立期間に係る国民年金保険料が還付されていたものと推認され、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

しかしながら、申立人は申立期間においては学生であったものの、在籍していた大学への照会結果及び申立人の供述から、同大学の夜間の学部に在籍

していたことが確認でき、旧国民年金法第7条第2項第8号により、申立人は申立期間においては強制加入被保険者として取り扱われるべき者であったにもかかわらず、行政側が任意加入被保険者と誤認して被保険者資格を取り消した上、申立期間の保険料を誤って還付したものと推認される。

一方、申立期間のうち昭和 49 年 3 月については、申立人が同年 3 月 20 日 に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、還付されていることについては誤りとはいえず、ほかに還付されていないことを示す事情は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和46年12月から49年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 11 月から 52 年 8 月までの期間、53 年 4 月から 57 年 6 月までの期間及び同年 12 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から52年8月まで

② 昭和53年4月から57年6月まで

③ 昭和57年12月から60年3月まで

昭和 46 年に母親が私の国民年金の加入手続を行い、当初未納だった分を 20 歳まで遡って納付してくれた。その後もずっと国民年金保険料を母親が納付していたと話していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の加入年月日から昭和60年11月頃に払い出され、その頃に加入手続をしたものと推認されるが、その時期においては申立期間①、②の期間及び申立期間③のうち57年12月から58年9月までの期間については時効のため納付することができない。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする母親が供述する社会保険事務所(当時)の場所が、当時、同事務所が実際に所在していた場所と相違していることや、加入手続の際に交付された手帳の色についても符合しないこと等から、申立人の母親の加入手続及び保険料納付についての記憶には曖昧な点も見られる。

さらに、申立期間①、②及び③を合わせると 173 か月と長期間であり、行 政側においてこれだけの期間及び回数の事務処理誤りが生じるとは考え難い。 加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資 料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金 保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から55年4月まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

(株) AにはB職種として勤務した。保険料控除の証明となる資料は無いが、 申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の供述及び申立期間当時の事業主の親族が保管する昭和 54 年度の給与支給記録により、期間の特定はできないものの、申立人が(株) Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主の親族が保管する昭和54年4月分及 び55年3月分の給与支給記録によると、当該期間の申立人の給与からは厚生 年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、給与支給記録に申立人と共に名前が記載されている他の者も、申立人 と同様に厚生年金保険料が控除されていない上、申立期間に係る(株)Aの健康 保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)に名前が見 当たらない。

さらに、被保険者原票により、申立期間当時、(株)Aにおいて厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、「申立人はアルバイト又は臨時で勤めていたように思う。」と供述している上、事業主の親族は、「給与支給記録は、正社員と臨時工で別々に作成されており、正社員の分は所得税や健康保険料、厚生年金保険料等の控除が記載されているが、臨時工の分はそれらの記載は無く、給料を全額本人に支給していたと思われる。給与支給記録は、昭和54年4月分と55年3月分を提出したが、その間の記録も、臨時工については

控除額が記載されていない。」と供述していることから、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月1日から同年10月1日まで

② 昭和60年1月6日から同年3月21日まで

申立期間①については、入社してから昭和59年12月末日に退職するまで 転勤や異動も無く継続してA(株)にB業務担当として勤務していた。

また、申立期間②については、前職を退職した翌月の昭和60年1月6日から(株) Cに正社員として勤務していたにもかかわらず、同年3月21日から厚生年金保険被保険者となっている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申 立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から判断する と、申立人は、A(株)に継続して勤務していたと認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A(株)は、昭和55年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、同年10月1日に再び同保険の適用事業所となっており、申立期間①においては同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、同年9月1日に被保険者資格を喪失し、同年10月1日に被保険者資格を再取得している者が申立人のほかに26名確認できる。

また、A(株)は、厚生年金保険料は翌月控除であった旨回答しているところ、同社が保管する昭和55年10月の給与台帳(D部15名分)及び申立期間①当時、同社において、B業務担当であったとする者から提出された同年同月の給与明細書によれば、いずれも、厚生年金保険料は控除されていない

ことが確認できることから、申立人も、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったものと考えるのが自然である。

さらに、A(株)が保管する申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び資格取得確認通知書によると、申立人が昭和55年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月1日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、これは、同社に係る被保険者原票及びオンライン記録の被保険者資格得喪日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が名前を挙げた当時の同僚の供述から、勤務 開始時期は特定できないものの、申立人が申立期間②当時、(株) Cに勤務し ていたことはうかがえる。

しかしながら、(株) Cの商業登記簿により、同社の代表取締役であったことが確認できる者は、「(株) Cは、現存していないため、当時の資料は無く、申立人の勤務形態、厚生年金保険の届出状況等については分からない。」と回答している上、申立期間②当時の代表取締役は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、(株) Cにおいて、申立期間②当時、厚生年金保険の事務を担当していた者は、「申立人が加入した頃は、上司又は私が厚生年金保険の手続をしていたと思うが、申立人の厚生年金保険の加入手続や保険料控除をどのように行ったのかは、覚えていない。」と 供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②を含む昭和 60 年から 63 年までの期間において、各年1月又は2月に(株) Cで厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいない一方で、各年3月21日に同資格を取得した者が3人から14人確認できるところ、このうちの一人は、「私は、2月から(株) Cに勤務したが、厚生年金保険には3月から加入した。」と供述していることから、当時、(株) Cでは、全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、上記従業員から、厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前に 給与から厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる供述は得られな かった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月16日から同年8月16日まで 私が保管する雇用保険受給資格者証によれば、A(株)(現在は、(株)B) C支社には昭和50年5月16日から勤務しているが、厚生年金保険の記録で は、同年8月16日に同保険に加入したことになっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する雇用保険受給資格者証(昭和50年4月14日交付)の処理 状況欄に「5月16日よりA社就職」と記載されていることから判断すると、 申立人は、昭和50年5月16日からA(株)C支社に勤務していたものと推認で きる。

しかしながら、(株) Bが保管する社員名簿に記録された申立人の雇入年月日及び申立人のA(株)における雇用保険の被保険者資格取得日は、いずれも昭和50年8月16日であることが確認でき、これは、申立人の同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の被保険者資格取得日と一致している。

また、申立期間当時、A(株)C支社の総務課に勤務していた者は、「当時、中途採用者については、試用期間の制度があり、試用期間中は、厚生年金保険には加入させなかったと記憶している。」と供述しているほか、当該事業所において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、「A(株)C支社D部に勤務したが、採用後の3か月間は、試用期間であったので厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所では、全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いで

はなかったことがうかがえる。

さらに、(株) Bは、「当時の厚生年金保険の届出等の資料が無く、申立人に係る厚生年金保険の届出状況及び保険料控除等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。